

ご担当医 様

### 那須赤十字病院短期事業所「まいまい」について

「短期入所」とは、一時中断、息抜き、休息などを意味し、那須赤十字病院小児病棟では、「一時入院支援事業」と「短期入所」の短期入所事業を行っております。

○短期入所事業は病状が安定されている方が対象です。利用前3ヶ月以内に急性疾患で入院加療あるいは生命維持の外科治療を受けた方の利用を控えさせていただきます。また、利用中に病状に変化があった場合は、当院より主治医の先生へ連絡し対応について相談させていただきますのでご了承ください。特別な事情があって利用を希望される場合は事前にご相談の連絡をいただければ検討いたします。

○当院は急性治療を行う病棟併設して、短期入所事業を行っております。感染患者入室状況により、事前予約をされていても直前にお断りさせていただくこともあります。

○診療情報提供書には下記の内容を記載してください。

- ・ご家族へ短期入所利用中も在宅同様急変リスクがあることをご説明いただいたことの記載。
- ・感染症に罹患した場合、ご家族は初期治療後、貴院転院を希望されているか。
- ・一般的留意事項（無呼吸、痙攣時の対応、易骨折性、など）
- ・急変時対応（心肺停止、感染症罹患、痙攣重積時、など）
- ・病状変化時の参考に直近3ヶ月間の入院歴、期間、加療内容（簡潔で結構です）
- ・感染症罹患時の参考に、直近の培養結果と有効な抗菌薬。

ご多忙のところ大変申し訳ありませんが、円滑な利用のためご理解ご協力をお願いいたします。

参考)

#### 一時入院支援事業

- ・対象者：小児慢性特定疾病受給者証をお持ちで栃木県内（宇都宮市を除く）に住所があり、「人工呼吸器を装着した方」または「気管切開をされた方」  
※宇都宮市は県より委託を受け、市が一時入院支援事業を行っています。当院は宇都宮市と契約をしておりませんので、宇都宮市在住の方は利用できません。
- ・利用期間：「1回に7日以内、年間28日以内」が上限となり、実際に利用可能な日数は「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」をご確認ください。

#### 短期入所(医療型・福祉型)

- ・対象者：障がい福祉サービス受給者証（短期入所が支給決定内容に含まれている）を所持されている方。制度上は住所地に関係なく利用は可能ですが、なるべく地域の方に利用いただくよう当院は県内の方を対象にしています。
- ・利用期間：障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

R7年1月

那須赤十字病院 4階東病棟小児科